

分担金・拠出金の名称	エネルギー憲章条約(ECT)分担金	評価	B
拠出先の国際機関名	エネルギー憲章条約(Energy Charter Treaty: ECT)		
国際機関の概要	・ソ連の崩壊に伴い、1991年に旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革の促進並びにエネルギー分野における企業活動(貿易及び投資)を世界的に促進すること等を宣言する「欧州エネルギー憲章」(政治宣言)が作成された。この憲章の内容を実施するための法的枠組みとして1994年「エネルギー憲章条約」が作成され、1998年に発効した。日本は2002年に受諾書を寄託。条約の締約国は47カ国とEU。事務局所在地はベルギー。		
拠出により我が国が期待する成果目標及び活動指標		達成状況	
1. (1) 成果目標:ECTへの拠出・参画を通じて、我が国のエネルギー安全保障を確保する。 活動指標:エネルギー原料・産品の貿易の自由化及びエネルギー分野における投資の自由化・保護を図ることにより、エネルギーの安定供給の確保に繋げる。		ECTはエネルギー原料・産品の貿易や通過の自由化、エネルギー分野への投資の自由化・保護を図る上で重要な法的基盤を提供するとともに、締約国の投資環境やエネルギー効率に関する報告書の出版やワークショップの開催等を通じて、投資保護やエネルギー体系における環境への悪影響の軽減に関する政策形成に貢献している。	
(2) 成果目標:ECTの意思決定における我が国のプレゼンスを強化を通じて我が国意向の反映。 活動指標:ECTの活動意思決定機関である憲章会議への積極的参加		我が国は、最大の分担金拠出国として主要意思決定機関である憲章会議及び関連会合に積極的に参加している。2015年には憲章会議副議長、2016年には同議長を務める。	
(3) 成果目標:効率的な組織・財政マネジメントの実現 活動指標:組織運営・財政事情の見直しに係る取り組みへの積極関与		ECTは、過去11年に亘り名目ゼロ成長予算を組んでおり、実質的に活動予算が逼迫傾向にあるところ、人件費削減や事業効率化により対応してきた。更に、分担金未払いへの対応について現在検討中であり、我が国にとしても更なる経費削減及び運営の効率化をはかることを進言している。	
(4) 成果目標:我が国人材の知見、専門性を通じたエネルギー安全保障への貢献 活動指標:セミナー等の開催及び邦人職員の確保		2014年11月、東京で、日本及びECT事務局が共催でECTに関する国際セミナーを開催し、投資仲裁裁判に知見を有する内外の法律家、実務家を招待し、パネルディスカッション形式で議論を行った。その後、同セミナーでパネリストを務めた日本人法学者がECT法律諮問委員会の委員に就任。事務局の専門職以上の職員は21名、そのうち邦人職員はゼロであるが、上記セミナー参加者(上記法律諮問委員とは別の法学者)の協力もあり、2015年1～3月に、大学院生(法学)1名がECT事務局で研修。同10～12月にも、別の研修員1名の受け入れが確定。	
2. PDCAサイクルの確保		①計画段階(Plan): 予算委員会、事業計画ワーキンググループで事務局予算案を精査。憲章会議において予算案(及び締約国分担金額)の承認。 ②実施段階(Do):我が国の分担金支出。事務局による予算案執行。 ③評価段階(Check):内部・外部監査報告書による運営活動の成果を評価、予算委員会等各会合における事務局活動の検証。 ④フォローアップ段階(Act):各会合における評価や提言等を踏まえ、事務局は関係各国と緊密に連携し、必要に応じ改善を行った上で、今後の事業計画に反映する。	
担当課・室名	経済局 経済安全保障課		